

青森大学学業特待制度継続審査に関する内規

(目的)

第1条 青森大学は、学則第68条の規定に基づく青森大学授業料免除等（特待制度）に関する細則により、入学時の成績が優れた者に対し、学業特待制度を設けている。これら特待生に対し、進級時に前年度の学業成果を基に継続審査を行うための特待制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を行う。本内規では、審査委員会に必要な事項について定める。

(対象)

第2条 本内規は、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部在籍し、学業特待制度、資格特待制度、グローバルS特待制度、薬学部特別奨学制度、薬学部特待生枠を適用されている学生及び青森山田高校からの入学者の授業料優遇制度の適用学生を対象とする。

(審査)

第3条 これらの特待制度を適用されている学生に対して、毎年3月上旬にその資格の有無について、審査するための審査委員会を設ける。

(構成)

第4条 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1 学長、副学長、各学部長、教務委員長、学生委員長、事務局長、事務局次長、教務課長、学生課長、総務課長とする
- 2 委員長は学長を充てる。
- 3 事務は事務局が行う。

(審査基準)

第5条 審査委員会は以下の項目について別表1の基準を基に審査する。

- 1 単位修得状況
- 2 当該年度の出席率
- 3 当該年度のGPA
- 4 必修科目のD/Nの数

(審査方法)

第6条 審査委員会は前項の基準を基に原則以下の方法により確認審査する。

- 1 4項目中1ないし2項目が基準を満たしていない場合は警告とする。
- 2 4項目中3項目が基準を満たしていない場合は降格、もしくは取消とする。ただし翌年度に基準を満たす見込みがある場合は警告とすることもあ
- 3 連続して警告となった場合は降格、もしくは取消とする。

(特待生資格の取消)

第7条 次の各号の一に該当するときは、その翌期から取消す。ただし、委員長が認めた場合はこの限りではない。

- 1 学業成績が不良のとき（前条2及び3に該当）。
- 2 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- 3 性行が不良となったとき。
- 4 修業年限で卒業できないことが確定したとき。

(決定等の通知)

第8条 審査委員会は、審査結果について、当該学生及び保護者に速やかに知らせることとする。

(改正)

第9条 この内規の改正は、審査委員会が審議し、学長が決定する。

附 則

(施行期日)

令和2年3月4日改正

この内規は、令和2年4月1日より施行する。

別表1 (継続審査基準)

学業特待制度・資格特待制度で授業料全額免除の場合（薬学部以外）

年 次	取得単位数 (教職科目を除く)	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が38単位以上	80%以上	・GPA2.5以上 ・必修科目に1科目でも「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が76単位以上		
3年次	修得単位数が114単位以上		

学業特待制度・薬学部特別奨学制度a・薬学部特待生枠で授業料全額免除の場合（薬学部のみ）

年 次	取得単位数	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が45単位以上	80%以上	・GPA2.5以上 ・必修科目に1科目でも「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が90単位以上		
3年次	修得単位数が135単位以上		
4年次	修得単位数が178単位以上		
5年次	修得単位数が201単位以上		

学業特待制度・資格特待制度・グローバルS特待制度で授業料半額免除の場合（薬学部以外）

年 次	取得単位数 (教職科目を除く)	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が35単位以上	75%以上	・GPA2.0以上 ・必修科目に2科目以上「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が70単位以上		
3年次	修得単位数が105単位以上		

学業特待制度・薬学部特別奨学制度b、c・薬学部特待生枠で授業料半額又は70%免除の場合（薬学部のみ）

年 次	取得単位数	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が40単位以上	75%以上	・GPA2.1以上 ・必修科目に2科目以上「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が80単位以上		
3年次	修得単位数が120単位以上		
4年次	修得単位数が176単位以上		
5年次	修得単位数が199単位以上		

青森山田高校からの入学者の授業料優遇制度の場合（薬学部以外）

年 次	取得単位数 (教職科目を除く)	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が30単位以上	75%以上	・GPA1.8以上 ・必修科目に3科目以上「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が60単位以上		
3年次	修得単位数が90単位以上		

青森山田高校からの入学者の授業料優遇制度の場合（薬学部のみ）

年 次	取得単位数	出席率	継続基準
1年次	修得単位数が38単位以上	70%以上	・GPA1.8以上 ・必修科目に3科目以上「D」又は「N」がある場合は原則継続しない
2年次	修得単位数が76単位以上		
3年次	修得単位数が114単位以上		
4年次	修得単位数が152単位以上		
5年次	修得単位数が190単位以上		

高等教育の修学支援新制度適格認定に関する内規

(目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）は、大学等における修学支援のための法律に基づき、高等教育の修学支援新制度の対象機関として、本制度の対象となる者に対し、学業成績、収入額等を基に適格認定を行うための「高等教育の修学支援新制度適格認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を行う。以下、認定委員会に必要な事項に

ついて定める。

(対象)

第2条 本内規は、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部在籍し、本制度を適用されている学生を対象とする。

- 2 本制度は本学における他の特待制度との併用はできないものとする。

(認定)

第3条 本制度の対象となる学生に対し、収入額・資産額等の認定、当該年度の学業成績を基にした認定を行う。

- 収入額・資産額等の認定及び区分（別表1）の判定については事務局が行う。
- 学業成績を基にした認定については認定委員会が行う。

(構成)

第4条 認定委員会の構成は学長、副学長、各学部長、教務委員長、学生委員長、事務局長、事務局次長、教務課長、学生課長、総務課長の13名とする。

- 委員長は学長とする。
- 事務は事務局が行う。

(資料)

第5条 認定委員会の開催に当たって事務局は、本制度の対象となる学生の単位修得状況、当該年度のGPA、出席率等を委員会に提出する。

(基準)

第6条 認定委員会は、以下の事項について適格認定を行う。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由の場合はこれに含めない。

- 申請者が次の一又は二に該当するときは、本制度の対象者として認定する。
 - 当該年度のGPAが上位2分の1以上であること
 - 次のア及びイのいずれにも該当すること
 - 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であること
 - 学習計画書の提出を求め、学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。ただし、在学中の学業成績等が、次項2の区分に該当する場合には、本制度の対象とはならない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、その翌期から取消す。
 - 修業年限で卒業できないことが確定したこと
 - 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割

(別表1)

入学金及び授業料の減免区分（入学金は入学時のみ）

区 分	入学金減免額	授業料減免額
第Ⅰ区分	約 260,000 円	約 700,000 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の2/3 約 170,000 円	第Ⅰ区分の2/3 約 460,000 円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の1/3 約 80,000 円	第Ⅰ区分の1/3 約 230,000 円

以下であること

- 当該年度の履修科目平均出席率が5割以下であること
 - 次項「警告」に2年連続して該当すること
 - その他、学習意欲が低い状況にあると認められること
- 次の各号のいずれかに該当するときは、警告とする。
 - 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
 - 当該年度のGPAが該当する学部、学年における下位4分の1の範囲に属すること
 - 当該年度の履修科目への出席率が8割以下であること
 - その他、学習意欲が低い状況にあると認められること
 - 次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度を遡って取消す。
 - 修得した単位数の合計数が標準単位数の1割以下であること
 - 当該年度の出席率が1割以下など学習意欲があるとは認められないこと
 - 災害、傷病、その他やむを得ない事由とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 本人及び家族の病気等の療養・介護による欠席等であること
 - 災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）による欠席等であること
 - その他学生等本人に帰責性がない場合

(通知)

第7条 認定委員会は、認定結果について、当該学生及び保護者に速やかに知らせることとする。

(改正)

第8条 この内規の改正は、認定委員会が審議し、学長が決定する。

附 則

(施行期日)

この内規は、令和2年3月4日より施行する。

青森大学教員養成課程規程(学部学生及び科目等履修生対象)

【教員養成に対する理念、設置の趣旨】

(理 念)

- 人間性豊で幅広い知見を備えた教員養成
- 教職に対する誇り、情熱、使命感を備えた教員養成
- 生涯にわたり学び続ける教員養成

(趣 旨)

- 恵まれた自然の中で培われた豊かな広い心と、各学部・学科および教職課程での学習を通じて身に付けた幅広い教養と高度で専門的な知識・技術を活かし、生徒の多様な将来設計を支援できる教員を育成する。
- 教職課程で学んだ知識・技術をもとに、教職に対する誇りと情熱および高い使命を自覚し、生徒に対する深い愛情と適切な理解で、生徒の人格形成および学力を伸ばす教育を実践できる教員を育成する。
- 本学での教育を通じて修得した知識・技術のもとに、教育の不易と流行を見極めつつ不断の研修に励み、教員としての資質能力の向上を図り、社会の変化に柔軟に対応できる教員を育成する。

第1条 教育職員の資格取得に必要な教員養成課程を本学に設け、各学部学生の希望者及び本規定第7条による科目等履修生にこれを課する。

第2条 本課程は中学校教諭一種免許状「社会」「保健体育」「数学」及び、高等学校教諭一種免許状「公民」「保健体育」「商業」「数学」「情報」を得ることに適する授業を行う。

第3条 本課程において前条の免許状を取得しようとするものは、下記の別表に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 教科及び教科の指導法に関する科目は、別表1の定めるところにより修得するものとする。
 - 印は、一般的包括的な内容を含む科目（必修科目）とする。
- 教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目は、別表2の定めるところにより修得するものとする。

3 教職に関する科目は、別表3の定めるところにより修得するものとする。

第4条 科目等履修生を除き、GPA2.0未満のものは原則翌期において、教職に関する科目を履修することはできない。

第5条 教育実習においては次のとおりとする。

- 教育実習は特に協力を委託した中学校又は高等学校において個別実習又は集団実習を行うこととする。
- 教育実習の申込み及び実施については申込み及び実施の前年度までに別表4に定める要件を満たしたものを対象とする。

第6条 本課程を履修する学生は、実習学年の4月に教育実習費を納入するものとする。また、介護等体験実習費は別途納入するものとする。

第7条 選考の上入学を許可された者に対して本課程を履修しようとする科目等履修生には希望の科目を履修させ試験の結果、単位を与えることが出来るものとする。この場合は検定料15,000円、入学金（登録料）15,000円と授業料1単位10,000円のみとする。

附則

- 本規程は、昭和49年4月1日より施行する。
- 本規程は、昭和62年4月1日からこれを改定施行する。
- 本規程は、平成2年4月1日からこれを改定施行する。

本規程施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程（以下「旧課程」という。）については、平成2年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が、当該学科に存在しなくなるまでの間存続するものとする。

[4～19 改正年月日省略]
- 本規定は、令和2年4月1日からこれを改正施行する。

※別表あり（オリエンテーションで配布します。）